



諸外国における優越的地位 の濫用規制等の分析

神戸大学大学院法学研究科教授 泉水文雄

+ 共同研究報告書

- 競争政策研究センター『諸外国における優越的地位の濫用規制等の分析』（2014年12月）
- 報告書の全体像と担当者は、次頁を参照。掲載されていないが、公取委職員の前任者も調査の担当をしていただいた。また、和久井理子氏にはEU、フランス、イギリスの現地調査をしていただいた。
- 全体の鳥瞰図は、「別表」（報告書156頁）を参照。
- 報告書及び本資料の内容は、基本的に平成26年6月末時点において把握する情報を元に作成されている。

+ 報告書の構成と研究メンバー

主査

泉水文雄 CPRC 客員研究員・神戸大学大学院法学研究科教授

はじめに 真淵博 元 CPRC 研究員

第1章 各国地域における問題状況・政策的状況

- (1) EU 多田英明 元 CPRC 客員研究員・東洋大学法学部准教授
- (2) イギリス 芦川直子 CPRC 研究員・公正取引委員会事務総局審査局第三審査
- (3) フランス 多田英明 元 CPRC 客員研究員・東洋大学法学部准教授
- (4) ドイツ 柴田潤子 元 CPRC 客員研究員・香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教授
- (5) 韓国 鈴江司 CPRC 研究員・公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室
- (6) 中国 美濃部翔司 CPRC 研究員・公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
福田哲也 CPRC 研究員・公正取引委員会事務総局審査局第一審査
- (7) オーストラリア 稲田雄介 CPRC 研究員・公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
宮川幸 元 CPRC 研究員
- (8) アメリカ 鈴木隆彦 CPRC 研究員・公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室

第2章 問題の普遍性及び規制手法の多様性

泉水文雄 CPRC 客員研究員・神戸大学大学院法学研究科教授

第3章 日本における政策的対応への示唆

岸本宏之 CPRC 研究員・公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課
牟田和弥 CPRC 研究員・公正取引委員会事務総局官房総務課

おわりに 真淵博 元 CPRC 研究員

+ 本共同研究の目的・手法

- ICN（国際競争ネットワーク）等の場において、「優越的地位濫用（Abuse of Superior Bargaining position）」に関する議論がされている。
- 諸外国において、小売業者の合併等により、そのバーゲニング・パワーが増大しており、取引当事者間の相対的優越的地位の濫用の問題について、諸外国においても政策的対応がみられる。
- 本研究では、諸外国における相対的優越的地位の濫用規制（他の行政規則を含む）やその運用状況について調査・分析した。競争法のほか、他の行政規制等も幅広く調査対象とした。
- 分析の対象は、近年注目すべき動向等があるものを中心に、情報収集の難易も考慮し、EU、イギリス、フランス、ドイツ、韓国、中国、オーストラリア、アメリカの8つの国・地域を選定した。

+ EU (第1節)

- 相対的優越地位の濫用を規制する規定は置かれていない。加盟国独自の競争法等により不公正な取引慣行が規制される場合がある。
- 優越的地位の濫用規制を巡り、食品分野を中心に不公正な取引慣行について、様々な議論や取組みがみられる。規制の必要性や規制が必要である場合の規制手法について結論は出されていないが、食品業界においては自主的な取組みが始められている。
- 中小企業の競争力を高めることを目的とした、支払遅延に係る指令（2000年採択、2011年改正）が出されており、加盟国は、同指令の内容を最低基準として国内法に取り込むこととされている。

+ EU : 近年の状況

- 相対的優越的地位の濫用規制を巡り、主として食品サプライチェーンにおけるUTPs（不公正な取引慣行、unfair trade practices）について議論されている。2009年に初めてUTPsがEU全体の問題として議論された際には、食品サプライチェーンが十分に機能していないこと（市場の透明性欠如、バーゲニングパワーの不均衡等）が指摘された。欧州委員会は、UTPsについて調査を行ったところ、様々な分野におけるUTPsの存在が確認されたため、欧州議会は、欧州委員会に対してUTPsへの何らかの対策を採るよう指示するに至った（2011年）。

+ EU : ①2011年報告書

- 食品サプライチェーンの垂直的關係：良い取引慣行の原則」報告書（2011年11月29日公表）

欧州委員会は、2010年、「食品サプライチェーンをより良く機能させるためのハイレベル・フォーラム」を設置し、同フォーラム内に加盟国、EU域内の食品製造業者、事業者団体、NGO等から構成される専門家作業部会を設置した。同作業部会は、「食品サプライチェーンの垂直的關係：良い取引慣行の原則」を公表した。同報告書では、どのような行為がUTPsに該当するのか（契約の書面化を拒絶する行為、契約の一方的変更）や、良い取引慣行の原則（契約条件の書面化、契約条件の一方的な変更の不可等）について記載されている。

+ EU : ②SCIの設立

■ 「The Supply Chain Initiative」(SCI)の設立（2013年9月）

欧州委員会は、関係事業者間（農家、製造業者、小売業者を含む）でUTPsへの対処方法について話し合うことを勧め、関係事業者間で議論が行われた結果、「食品サプライチェーンの垂直的關係：良い取引慣行の原則」が採択された。その後、欧州の7事業者団体が同原則の実施のための枠組文書を作成し、同原則の遵守等を約束するとともに、実行に移すための機関として2013年9月にSCI（The Supply Chain Initiative）が設立された。

SCIでは、所定の要件（①本原則遵守の確約、②不公正取引への対応に関する自己評価の実施、③紛争処理手続に関する約束）を満たした事業者を登録し、事業者名を公表している。現在の登録事業者数は57事業者であり、うち20事業者は中小企業である。また、SCIは、登録に向けた準備が必要な70事業者と基本合意書を交わし、助言を行っている。

+ EU : ③2013年グリーンペーパー

- 欧州委員会によるグリーンペーパー「欧州における食品及び非食品サプライチェーンにおける事業者間の不公正な取引慣行」
(2013年1月31日公表)

グリーンペーパーでは、食品及び非食品サプライチェーンにおける事業者間の不公正な取引慣行（①曖昧な契約条件の設定、②契約書面の不交付、③遡及的な契約条件の改定、④取引上のリスクの不当な移転、⑤取引先からの不当な情報収集（取引先から得た情報を自社の競争品開発に利用する等）、⑥不当な契約解除及び⑦納入業者に対する供給地域の制限）が示された。欧州委員会は、これらについて、2013年4月30日を期限として意見公募を実施した後、影響評価を行っているが、報告書が作成された2014年6月末時点では、影響評価の結果は公表されていない。

+ EU : ③グリーンペーパー後のコミュニケーションの公表

- 2014年7月15日に、欧州委員会は、報告書（コミュニケーション）を公表した。副題は、”Tackling unfair trading practices in the business-to-business food supply chain”
- コミュニケーションは、UTPsとして次に行為をあげる。
 - ・ 重要な取引条件を書面化することを回避又は拒否すること。
 - ・ 製品又はサービスの費用又は価格を遡及的かつ一方的に変更すること。
 - ・ 取引相手に不当又は過度なリスクを負担させること。
 - ・ 不当な利益を得るために納品又は受入の予定を意図的に妨害すること。
 - ・ 事前通知なしに又は客観的に見て合理的な理由なしにかつ不当に短い期間の事前通知により、取引関係を一方的に終了させること。

+ EU : ③グリーンペーパー後のコミュニケーションの公表

- コミュニケーションは、EUレベルの規制措置を提案するものではなく、EU加盟国が、自国の状況を考慮して、UTPsに対処する適切な手段を講じることを確保することを促すもの。
- 3つの主要な要素からなる提案をしている。
 - ①Support of the voluntary Supply Chain Initiative:2013年にできたSCI及び国内のプラットフォームに参加することを促している。
 - ②EU-wide standards for principles of good practice :EU内で様々な対策を講じている加盟国がある一方で、特段の対策を講じていない加盟国もある。UTPsに対するルールまたは規制枠組みについて共通の理解が形成されるべきである。
 - ③Effective enforcement at national level :取引関係で弱い立場の当事者が、強い相手に経済的に依存している場合、取引関係を損なう等を恐れて、訴訟や任意の紛争解決制度により防御することを回避することがしばしばありうる。コミュニケーションは、EU全体に適用される最低限度の執行基準を提案している。

+ EU : ④支払遅延防止指令

■ 支払遅延防止指令、2000年6月採択、2011年2月改正)

欧州委員会は、支払遅延が単一市場の成功にとって大きな障害となっているという認識の下、2000年6月に「商業取引における支払遅延防止に係る指令」を採択し、2011年2月に改正した。支払遅延防止指令の主たる目的は中小企業の保護にある。

各加盟国は、2013年3月までに同指令を最低限の基準として実施し、2016年3月までに実施状況を報告することとされており、各国による対応が採られている。

支払義務者は、請求書又は商品等の受領日から30日後を支払期日とし、支払いを受ける者は、支払期日までに所定の金額を受領していない場合、支払義務者から、所定の支払遅延利息（第3条第1項、第4条第1項）のほか、支払遅延に対する補償として最低40ユーロ（第6条第1項・第2項）を受け取れるようにすること等が定められている。

+ イギリス（第2節）

- 大規模食料品小売業者と納入業者の取引慣行の是正のため、2002年に「小売業者行動規約」（SCOP）が施行されたが、その後の調査により、実効性が上がっていないことが明らかとなった。
- そのため、SCOPの適用範囲を拡大した新たな規約を策定するとともに、その遵守を監督するための機関を設置することとされ、2010年に「食料雑貨品供給に関する行動規約」（GSCOP）を施行するとともに、2013年にはGSCOPの執行及び遵守を促す役割を担う仲裁者(Adjudicator)の設立に関する法律が成立し、同年6月に仲裁者が法人として設立された。

+ イギリス：近年の状況

- 1990年代後半の食料品小売業者の小売価格及び利潤率の高さに対する批判の高まりや、食料品小売業者間の合併による購買力の行使に対する懸念を背景として、競争委員会において、食料品小売業者の取引状況に係る調査が行われた結果、納入業者に対して、費用に関係しない支払又は値引きを遡及的に要求するなどの取引慣行が公共の利益に反するとされ、2000年10月に行動規約（Code of Practice）の策定が提言された（紛争があった場合、まずは当事者間で協議を行い、協議が不調の場合には、独立の第三者機関に仲裁を依頼する。当該機関は、規約に違反する行為があった場合には、公正取引庁に報告する）。
- これを受けて、2002年3月に大規模食料品小売業者4社を対象とする「小売業者行動規約」（Supermarket Code of Practice：SCOP）が施行された。
- SCOPでは、取引条件の書面化、不当な支払遅延の禁止、適切な通知なしに行われる遡及的な減額の禁止等が定められた。しかし、その後、2004年2月に公表された公正取引庁による調査結果では、納入業者が報復をおそれて申告を躊躇していること等から、SCOPの実効性が上がっていないことが明らかとなった。

+ イギリス：近年の状況

- その後、2008年4月に公表された競争委員会の調査報告書では、食料雑貨品小売業者は購買力を行使して、納入業者に過度のリスクや予期しない費用を転嫁することが可能であり、納入業者の新たな投資に対するインセンティブが弱まり得るとして、SCOPの適用範囲を拡大した新たな規約の制定と、その遵守を監督するためのオンブズマンの設置が提言された。
- これを受けて、競争委員会は2010年2月に「食料雑貨品供給に関する行動規約」(The Groceries Supply Code of Practice : GSCOP) を施行するとともに、2013年4月にはGSCOPの執行及び遵守を促す役割を担う仲裁者(The Groceries Code Adjudicator : GCA) の設立に関する法律(Groceries Code Adjudicator Act 2013:GCA法) が成立し、同年6月に仲裁者が法人として設立された。



イギリス：①食料雑貨品供給に関する行動規約

■ 「食料雑貨品供給に関する行動規約」（GSCOP、2010）

GSCOPでは、SCOPの適用対象であった大規模食料品小売業者4社から適用範囲を拡大し、食料雑貨品の年間売上高が10億ポンドを超える全ての食料雑貨品小売業者（10社、以下「指定小売業者」という。）を適用対象とするとともに、従来のSCOPで規定されていた取引条件の書面化、不当な支払遅延の禁止等の規定に加えて、指定小売業者に対して、契約条件の遡及的な変更の禁止や納入業者に商品の損失の責任を負わせる合意締結の禁止、GSCOPの監視機関に対する必要な情報の提供等の規定が追加された。

+ イギリス：②GCA法、GCA指針

- 「仲裁者の設立に関する法律」（GCA法）及び「仲裁者の権限の執行に関する指針」（GCA指針）（2013）

GCA法及びGCA指針に基づき、仲裁者は指定小売業者と納入業者のGSCOPに関する紛争を仲裁するほか、指定小売業者の違反行為の有無等を調査することとされている。また、調査の結果、仲裁者が違反行為があったと認めた場合には、違反した指定小売業者に対して、①勧告、②違反行為に係る調査に関する情報の公表、③制裁金のいずれか、又は複数の措置を講じることとされている。

+ フランス（第3節）

- 相対的優越的地位の濫用は、商法典の「経済的従属状態の濫用」条項によって規制されているが、適用要件の立証が困難であること等により、事例は少数にとどまっている。
- これに代わり、新たに商法典に導入された「事業者間契約における濫用」条項に基づき、民事訴訟により解決される事例が相当数蓄積されている。

+ フランス：近年の状況

- 旧競争法（商法典）では、市場支配的地位の濫用のみが規制対象とされていたが、食品サプライチェーンの寡占化を背景として、市場支配的地位までは有していない大規模小売業者（大手スーパーマーケット）の行為について規制する必要があったため、1986年に「経済的従属状態の濫用」を規制するための規定が導入された。

+ フランス：①経済的従属状態の濫用規制

■ 経済的従属状態の濫用規制（商法典第L.420-2条第2パラグラフ）

経済的従属状態は、事業者間の相対的な関係に着目した概念であり、単独の事業者又は事業者グループが、取引先事業者が置かれている経済的従属状態を濫用することにより、競争の機能又は構造に影響を及ぼすおそれがある場合に禁止される。ドイツ競争制限防止法を参考に導入された。

経済的従属状態が認められるためには、**㉞**（濫用行為を受ける者が濫用行為を行う者に）経済的に従属している状態の存在、**㉟**経済的に従属している状態の濫用及び**㊱**競争への影響を及ぼすおそれがあることの3要件が満たされる必要がある。

㉞は、「他の選択肢の欠如」が重要な判断基準とされている。

㉟は、販売拒絶、抱き合わせ販売、一方的な差別的取扱い等が例示されている。

㊱は、2001年の商法典改正により、「競争の阻害」から「競争を阻害する可能性」に変更され、競争への影響は潜在的なものでも足りる。

+ フランス：①経済的従属状態の濫用規制

禁止されている行為に対しては、競争委員会による排除措置及び制裁金賦課が命じられる（第L464-2条第1項）。競争委員会は、排除措置命令に従わない事業者に対して、履行強制金を課すことができる（競争委員会は、命令を遵守しない事業者に対し、1日当たりの平均売上高の5%を超えない範囲の履行強制金を課すことができる）。制裁金の上限額は、企業の場合には違反行為が行われた事業年度以降で、全世界における売上高が最も高い事業年度における当該売上高の10%であり、非企業の場合には300万ユーロである。また、違反行為の企図、計画又は実行において、個人として、かつ決定的な役割を不法に果たした自然人に対しては、4年以下の禁錮及び7万5000ユーロ以下の罰金が科される（第L420-6条）。

「競争への影響」については、実際の法運用においては潜在的なものでは足りず、実際に影響が生じることが求められることや、「経済的に従属している状態の存在」の要件の一つである「他の選択肢の欠如」に係る立証が困難（「他の選択肢の欠如」について、新たな取引先を見つけることが完全に不可能であることを示す必要がある等）であるほか、申告する事業者（被濫用行為者）が報復措置をおそれていることもあり、本条が適用された事例は少数にとどまっている。なお、経済的従属状態の濫用規制の適用例が少ないことについて、フランス競争当局は、競争法は競争を守るものであり、競争者を守るものではないという信念を持っているからであるという指摘がある。

経済的従属状態の濫用規制が適用された最新の事例は、大手スーパーマーケットの事例（カルフルーがフランチャイジーとの間でチェーンからの脱退が困難である契約を締結したもの〔2011年〕）である。

+ フランス：②事業者間契約における 濫用条項規制

■ 事業者間契約における濫用条項規制（商法典第L.442-6条）

経済的従属状態の濫用規制の適用は困難であったため、1996年の商法典改正により、事業者間契約における濫用条項規制が導入された。本条項では、取引の相手方に著しい不均衡を生じる債務を負わせること（同条I-2号）、一方的な取引の打切り（同I-5号）については、行為者に責任を負わせ、生じた損害の賠償責任を負わせる旨が規定されている。

+ フランス：②事業者間契約における 濫用条項規制

エンフォースメントは、民事訴訟による①当該行為の差止請求、②200万ユーロを上限とする民事罰金の賦課、③行為者に対する損害賠償請求ができる（同条III）。

本条に基づいて民事訴訟により解決される事例が相当数蓄積されてきている。

2012年に本条が適用された事件数は、同条I-2号では10件、I-5号では249件であった。また、民事罰金額は、2004年には合計30万5000ユーロであったものが、2012年には合計482万7000ユーロと増加傾向にある。多くは、小売業者と納入業者でなく、製造業者と流通業者の紛争事例である。

+ フランス：③支払遅延防止規定

■ 支払遅延防止規定（商法典第L.441-6条）

支払遅延規制に関する規定は、2008年の経済現代化法により改正され、EU支払遅延防止指令に適合する形で2013年1月1日より実施されている。購入者と商品供給者又は当該サービス提供者の間では、当該商品の受領又はサービスの受給後30日を当該商品又はサービスの対価の支払期日とすることとし、当事者は、月末から45日を超える支払期日又は請求書の日付から60日を超える支払期日を定めてはならないとされている。ただし、農機具、スポーツ用品、玩具、皮革製品、時計・宝石・金細工分野については、競争委員会の承認が得られた場合には、例外（適用除外）が認められる。

+ フランス：③支払遅延防止規定

支払を受ける者は、支払義務者より、損害遅延金に加えて、回収費用（最低金額40ユーロ）を自動的に受け取ることができる。また、本規定に違反した者は、個人は最高7万5000ユーロ、法人は最高37万5000ユーロの罰金が科される。

商品等受給後支払までの期間は、2009年から2012年にかけて短縮されており、有効に機能しているとの見解がある。また、2014年3月に施行された新消費者法の下、支払遅延についての行政制裁金の額を上記金額としており、支払遅延の実効性が高められ、中小企業に対するよりよい保護を与えることが期待されている。

+ ドイツ（第4章）

- 競争制限防止法において、市場支配的地位の濫用行為に係る禁止規定と相対的地位の濫用行為に係る禁止規定が、明白に区別されて規定されている。
- 連邦カルテル庁は、違反行為に対して排除措置命令のほか、19条2項5号（利益供与の教唆）違反については、故意又は過失がある場合には制裁金を課すことが可能であるが、従来から事例が極めて少なく、制裁金が課された事例はない。

+ ドイツ：近年の状況

- 2011年には、食料品小売業分野において、EDEKA、Schwarz-Gruppe、REWE、ALDIの4事業者で約85%のシェアを占めており、食料品産業における主要小売業者の購買力は、競争政策上、主要な課題になりつつある。
- 「購買力」の定義及びその効果について議論がみられるが、理論的にも経験則上も法適用事例の欠如から、統一的な見解は示されていない。

+ ドイツ：競争制限防止法19条、20条

■ 競争制限防止法19条、20条

同法の濫用行為禁止規定は繰り返し補完又は改正され、規定構造が雑然としていたため、2013年の第8次改正によって、19条では市場支配力の濫用行為禁止を、第20条では相対的地位の濫用行為禁止を規定し、両者を明白に区別している。

20条1項では、第19条第1項で禁止されている市場支配的事業者の不当妨害行為又は正当な理由のない同種の事業者に対する差別的取り扱いについて、中小規模の事業者が十分かつ合理的な取引先変更可能性がない程度までに事業者又は事業者団体に従属している場合（相対的地位にある場合）にも適用される。

同様に、20条2項では、19条2項で規制されている市場支配的事業者による他の事業者への正当な理由のない利益供与を求めることについて、従属する事業者及び事業者団体にも適用される。

このように、20条（相対的地位の濫用規制）は、19条（市場支配的地位濫用規制）を補完する役割を果たすものとなっている。

また、20条3項では、2017年12月31日までの時限立法として、中小の競争事業者に対して圧倒的な市場力を持つ事業者は、当該競争者を直接又は間接的に妨害してはならないと定め、妨害行為として、仕入価格以下での食料品を供給すること（同項1号）、仕入価格以下での一時的ではない供給（同項2号）をすることを禁止している（不当販売規制）。

+ ドイツ：競争制限防止法19条、20条

カルテル庁は、同法の禁止規定違反に対する排除措置命令（32条）のほか、19条2項5号（利益供与の教唆）違反については、故意又は過失がある場合には81条1項2号に基づき、制裁金を課することができる。

私法上の措置として、違反行為者に対しては、違反行為の差止め、中止、損害賠償を請求できる（33条）。

2013年にカルテル庁は、大規模小売業者であるEDEKAが供給業者に対して正当な理由なく様々なリベート等を要求した行為が、同法19条2項5号に違反するとして警告した。EDEKAは2009年にPlusと統合後、供給業者に対して様々なリベートを要求するのに加えて、供給業者がPlusに与えていた優遇的条件をEDEKAの全製品にも適用することなどを要求していたが、EDEKAからの反対給付は伴っておらず、また、当該行為は供給業者のみに影響を与えるだけでなく、供給業者が小規模小売業者への優遇的条件を控えることを誘引するものであり、小規模小売業者への競争妨害となる点が問題視されている。

なお、上記のとおり、19条2項5号違反による制裁金については、故意または過失があることが前提となっており、これを認定するためには、利益の供給を強要する購買者における、正当な理由に基づかない強要であるとの認識が必要となるが、この立証が困難であることから、従来から事例は極めて少なく、制裁金が課された事例はない。

+ 韓国（第5章）

- 優越的地位の濫用規制としては日本と類似の法体系を有しており、公正取引法における「取引上の地位の濫用」、下請法、大規模流通業法等により規制されている。
- 日本法と異なる点として、特に下請法のエンフォースメントでは、課徴金、罰金、懲罰的損害賠償等の規定がある。

+ 韓国：近年の状況

- 財閥グループ主導の経済成長によって、財閥グループへの経済力の集中が加速し、中小企業の経営が圧迫される等の問題が顕在化し、現・朴政権は経済民主化政策の下、大企業と中小企業の共生（同伴成長）を重要な目標として掲げ、大企業と中小企業間の不公正な取引を規制する方針を打ち出している。韓国公正取引委員会は、とくに優越的地位の濫用行為に係る規制を厳格化する方向にある。

+ 韓国：近年の主な規制強化の動き

■ 公正取引法の改正（2013年7月）

公正取引委員会への告発要請権が、検察総長以外に監査院長、調達庁長及び中小企業庁長にまで拡大され、これらの機関の長からの要請があった場合には、公正取引委員会は要請を拒むことができないこととされた。

■ 下請法の改正（2013年11月）

中小企業協同組合に親事業者との納品単価調整協議権を付与し、協議決裂時には下請紛争調停協議会を通じて調停できるようにすること（第16条の2）、下請法違反により下請事業者に損害が発生した場合には、親事業者に賠償責任を負わせ、不当な単価引下げや発注取消等の行為に対し、下請事業者の損害額の3倍の範囲で懲罰的損害賠償の責任を課すこと（第35条）等が定められた。

+ 韓国：①公正取引法

■ 独占規制及び公正取引に関する法律（公正取引法）

公正取引法第23条第1項第4号において、「自己の取引上の地位を不当に利用して、相手方と取引する行為」を禁止しており、同法施行令36条1項で定める「一般不公正取引行為の類型及び基準」（一般指定）の「6 取引上の地位の濫用」において、購入強制、利益提供強要、販売目標強制、不利益提供等が挙げられている。

この規定に違反した場合は、課徴金の賦課及び刑事罰が科される。課徴金については、売上高の2%（売上高がない場合には5億ウォンを超過しない範囲）が課される（24条の2）とともに、刑事罰については、2年以下の懲役又は1億5000万ウォン以下の罰金が科される（67条）。

+ 韓国：①公正取引法

■ 公正取引法の執行状況

類型／年	2008	2009	2010	2011	2012
(全体) 措置件数	876	681	552	534	424
うち不公正取引行為	565	446	364	280	248
うち取引上の地位濫用	70	78	49	112	33

+ 韓国：②下請法

■ 下請取引の公正化に関する法律（下請法）

1983年に優越的地位の濫用規定を具体化した「下請取引上の不公正取引行為の指定告示」が施行されていたが、国民の権利義務に関する事項を告示で規制することには限界があったこと、建設業法等にも下請取引に関する規定があり法制度の整備の必要があったこと等から、1984年に下請法が制定された。韓国の下請法には日本の下請法との共通点が多いものの、日本の下請法と異なる点として主に、建設委託にも同法が適用されること、下請事業者にも取引書類保存義務を課していること、親事業者に下請代金を物品により支払うことを禁止していること、エンフォースメントに課徴金や懲罰的損害賠償等があること等が挙げられる。

下請法に違反した場合には、是正措置（25条）、課徴金（25条の3、下請代金の2倍を超えない金額）、罰金（30条、下請代金の2倍を超えない金額）、常習法違反事業者名簿の公表（25条の4）、懲罰的損害賠償（35条、下請事業者の損害額の3倍を超えない金額）が規定されている。

+ 韓国：②下請法

■ 下請法の執行状況

類型／年	2008	2009	2010	2011	2012
告発	24	24	4	12	27
課徴金 (課徴金額)	22 (17、998)	10 (4、602)	5 (718)	9 (1、921)	16 (10、072)
是正命令	144	139	52	39	80
是正勧告	0	0	0	0	0
警告	139	143	79	32	220
自主改善	891	785	224	428	383
過料	24	9	8	1	8
調停	236	372	302	296	382
(参考) 事件数	1、458	1、472	669	808	1、100

+ 韓国：③大規模流通業法

■ 大規模流通業における取引公正化に関する法律（大規模流通業法）

大規模流通業者と納品業者間の不公正取引について、従来は「大規模小売店業における特定の不公正取引行為の類型及び基準の指定告示」（特殊指定）により規制していたが、取引の特殊性を反映した法律による規制が必要との観点から、2011年に大規模流通業法が制定された。同法では、大規模小売業者（直前事業年度の小売業種の売上高が1千億ウォン以上の者又は売り場面積の合計が3千平方メートル以上の店舗を小売業に使用する者）に対して、契約書面の交付義務（6条）、不公正取引行為の禁止（減額、返品、支払遅延、他の取引相手との取引情報の提供要求等、7条、9条から15条、17条及び18条）のほか、取引当事者間の紛争を調停するための「大規模流通取引紛争調停協議会」の設置（20条～28条）等が定められている。

※「大規模流通取引紛争調停協議会」は、紛争当事者に紛争調停事項について、自主的に合意するよう勧告したり、調停案を作成して提示することができる。

+ 韓国：③大規模流通業法

大規模流通業法に違反した場合には、是正命令、是正勧告、課徴金の賦課及び刑罰を科することができる（32条、33条、35条、39条）。課徴金の賦課については、「大規模流通業法違反事業者に対する課徴金賦課基準告示」において、違反行為の重大性に応じて納入代金等の20～60%等の賦課基準を規定している。なお、違反行為の期間や調査への協力度合いによって、課徴金額は増減される。

2012年度、大規模流通業法に基づき是正措置が採られた事件はないが、大規模流通取引紛争調停協議会による調停は22件成立している。

+ 中国（第6節）

- 小売市場では、1990年代に台湾系、欧米系の大手小売業者が参入して以降、様々な名目によるリベートの徴収が浸透するなど、大規模小売業者による納入業者に対する優越的地位の濫用行為の問題が深刻化している。
- 2008年に施行された独占禁止法には、相対的優越的地位の濫用行為の禁止規定はない。優越的地位の濫用行為規制として、小売業者・納入業者公平取引管理弁法があり、大規模小売業者の優越的地位を利用した不公正取引、公平な競争を妨害する行為等を禁止しているが、同弁法は実効性等の面で問題があるとされている。
- 商務部等5部門により、大規模小売業者による納入業者からの違法な費用の徴収について調査が行われ、多くの企業における違反行為が判明し、違法に徴収した費用の一部が納入業者に返還された。

+ 中国：近年の状況

- 小売市場では、1992年の対外的な市場開放政策開始以降、台湾系、欧米系の大手小売業者が急速に参入し、様々な名目によるリベートの徴収が小売業界に浸透するとともに、小売業者による支払遅延や、小売業者による納入価格の一方的決定など、小売業者による納入業者に対する優越的地位の濫用行為の問題が深刻化している。

+ 中国：①公平取引管理弁法

■ 小売業者・納入業者公平取引管理弁法（公平取引管理弁法）

同弁法では、年間売上高1000万元以上の小売業者と納入業者との取引を規制対象とし、大規模小売業者の優越的地位を利用した不公正取引（6条）、公平な競争を妨害する行為（7条）、人員派遣の要請（8条）、販促サービスの中止（11条）、不当な経済上の利益の收受（13条）及び代金支払の不当な延期（17条）を禁止している。また、大規模小売業者の義務として、販促サービス料に係る契約の締結（10条）や代金支払期日を定める義務（14条）等が、納入業者の権利として、大規模小売業者の原因により生じた商品の汚損、在庫調整、改装等を理由とする返品拒絶（9条）等が規定されている。

+ 中国：①公平取引管理弁法

同弁法第23条において、①他の法律・法規に規定がある場合にはそれに従い、ない場合には是正を命じること、②行政制裁金を課すこと、③公告することを規定している。②行政制裁金の額は、違反行為による違法所得がある場合には当該違法所得の3倍以下（上限は3万元）、違法所得がない場合には1万元以下となっている。

包括的な執行状況は公表されていないが、商務部からの権限移譲を受けて執行している湖北省の取組として、百貨店、スーパーマーケット等の大規模小売業者が流通コストを抑えるために設定した入場費、契約費、運搬費、記念セール費等の26項目の違法な徴収を取りやめさせた事例がある。

同弁法は、一定の執行実績はあるものの、法的拘束力が低く、費用徴収が不正であるとする根拠にならないとされた判例も存在するなど、実効性等の面で問題があるとされている。（同弁法の条例への格上げが検討されているが、実現には至っていない。）

+ 中国：②反不正当竞争法

■ 反不正当竞争法

同法では、公共企業又は法により独占的地位を有している事業者の購入強制による公正競争の排除（6条）、贈収賄行為（8条）、不当廉売（11条）、抱き合わせ販売（12条）等を禁止している。なお、8条では、納入業者による小売業者に対する名目リベート等は贈賄行為に該当し、小売業者による不当な要求に応じた場合でも贈賄とみなされる場合がある。

同法に違反した事業者は、違反行為により損害を受けた事業者に対して損害賠償の責任を負わなければならない旨を規定している（20条）。また、6条に違反した事業者に対しては、違法行為の停止とともに、5万元以上20万元以下の行政制裁金が課される（23条）。さらに、8条に違反した事業者に対しては、違法所得が没収されるとともに、当該行為が犯罪を構成する場合には刑事責任が追及され、犯罪を構成しない場合も、1万元以上20万元以下の行政制裁金が課される（22条）。

+ 中国：③整理整頓

■ 大型小売企業による納入業者からの費用の違法な受け取りを見直す作業方案（整理整頓）

大規模小売業者が行う卸売業者に対する手数料名目等の違法な徴収行為を把握し、必要な改善を行うことを目的として、2011年12月19日に、「大型小売企業による納入業者からの費用の違法な受け取りを見直す作業方案（整理整頓）」が発表され、2011年12月から2012年9月までの間、商務部等5部門は、大規模小売業者による納入業者からの違法（根拠法令：契約法、価格法、公平取引管理弁法、中国反不正当競争法等）な費用の徴収について、全国で調査を行い、小売業者が違法な費用3億元以上を徴収していたとの結果を公表した。整理整頓により、44企業の1.68億元の販促サービス費が規範に合わないこと、55企業の1.44億元が規則違反の問題があることが判明し、小売業者は違法に徴収した費用のうちの一部を納入業者に返還した。

ほかにも、近時、国務院、商事部による作業方案、10項の政策措置など動きがある（報告書参照）。

+ オーストラリア（第7節）

- 優越的地位の濫用規制として、オーストラリア競争・消費者法に基づく「市場力の濫用」、取引当事者間の相対的な力関係に着目して規制する「非良心的行為」のほか、特定産業の義務的な行動規約を定めた「産業規約」がある。
- オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）は、市場力の濫用や非良心的行為について積極的な執行方針を示している。

+ オーストラリア：近年の状況

- 食料品小売市場は、世界で2番目に高度寡占化（2大チェーンのスーパーマーケット市場のシェアは約78%）しており、新規参入はあるものの寡占化の傾向は30年近く継続している。



オーストラリア：①競争・消費者法の市場力の濫用規制

■ オーストラリア競争・消費者法の市場力の濫用（46条）

ある市場における実質的な力を有する法人が、その市場力を競争業者の排除、参入妨害等の目的に用いることを禁止する条項である。いわゆる市場支配力の濫用規制に近いものであるが、実質的に市場を支配していない者又は競争業者（潜在的競争業者を含む）や取引の相手方の行為による圧力から完全に自由ではない者であっても、市場において実質的な力を有している場合には市場力濫用規制の対象となる。

ACCCは、制裁金の賦課を求めて裁判所に民事訴追することができる（76条）。制裁金の法定上限額は、法人の場合は1000万豪ドル、又は当該違反行為により得た利益の3倍額（当該利益が確定できない場合は当該法人全体の過去12か月間の売上高の10%）のうちいずれか高い方であり、個人の場合は50万豪ドルである。

また、違反行為の被害者は、損害賠償（82条）、補償命令（87条）及び差止命令（80条）を裁判所に求めることができる。

+ オーストラリア：①競争・消費者法の市場力の濫用規制

- ACCCは、大規模小売業者（ウールワース）のグループ会社であるセーフウェイに対し、他の小売業者に安価で供給したパンメーカーの製品の販売を中止したこと等が、市場力の濫用等に違反するとして提訴し、争われた結果、連邦裁判所は、2006年にセーフウェイに対し890万ドルの制裁金を課した。



オーストラリア：②競争・消費者法の非良心的行為規制

- 非良心的行為（競争・消費者法のうちACL（消費者法）21条に規定）

欺瞞的ではないが、非良心的といえるほどの不公正な行為を規制する条項であり、取引当事者間の相対的な力関係に着目し、非良心的行為に該当するか否かを裁判所が判断する上で考慮することができる事項（取得者と供給者との交渉上の地位の相対的強さ、供給者が合理的に必要なものとはいえない条件に従わざるを得なかったか等）を定めている（具体的な行為類型は定められていない。）。

なお、本規定はエクイティ（一般法（コモンロー）とは別に発達し、その欠陥を道徳律に従って補正した法）を起源としており、当初は消費者取引にのみ適用されるものとなっていたが、1993年に商取引にまで及ぶこととなった。



オーストラリア：②競争・消費者法の非良心的行為規制

ACCCは、制裁金の賦課を求めて裁判所に民事訴追できる（ACL224条）。制裁金の法定上限額は、法人の場合は110万ドルであり、個人の場合は22万ドルである。また、ACCCは審査手続に関与していない者のための補償（239条）を裁判所に求めることができる。違反行為の被害者は、損害賠償（236条）、補償（237条）及び差止命令（232条）を裁判所に求めることができる。

ACCCは、年次報告（2011-2012）において、スーパーマーケット等の高度に集中化した分野について執行等における中期的な優先事項の一つとして行動することを挙げ、非良心的行為及び企業による市場力の濫用事例に緊密な注意を払うとし、2013年2月に市場力の濫用や非良心的行為について積極的な執行方針を示している。ACCCは、大規模小売業者（コールズ及びウールワース）を含む主要なスーパーマーケットチェーンによる市場力の濫用や非良心的行為等の有無について、2012年から継続して調査している。

+ オーストラリア：③産業規約

■ 産業規約（法第4B章）

産業規約(industry code)は、義務的又は自主的な行動規約として当該分野を所管する連邦大臣が定めることができるものであり、義務的な行動規約は産業全体の参加者を拘束し、自主的な行動規約は当該規約に加入する事業者のみを拘束する。現在、義務的な行動規約として、農産物規約等の4つの規約があるが、自主的な行動規約はない。

なお、農産物規約は、農家と取引業者間の取引の明確性と透明性を改善することを目的として取引条件等を定め、あらかじめ明らかにしておくことを義務付けている。

+ オーストラリア：③産業規約

ACCCは、警告公表告知（ADA条）を行うことができる。また、ACCCは、審査手続に関与していない者のための補償（第51ADB条）を裁判所に求めることができる。

違反行為の被害者は、損害賠償（82条）、補償命令（87条）、及び差止命令（80条）を裁判所に求めることができる。

ACCCは、ビクトリア州の農産物取引業者であるリアンゴスが、農産物生産契約を締結することなく農産物の取引を行っていたこと等が農産物規約に違反するものと判断し、これに対し、リアンゴスは、2013年2月、法的拘束力のある確約（農家との農産物契約を締結しない限り、3年間は農産物の取引をしない等）をACCCに提出した。

+ アメリカ（第8章）

- 大規模小売業者の購買力濫用行為を規制するために制定されたロビンソン・パットマン法（1936年）は、現在は執行されていない。
- 供給者の優位な立場を利用した販売者への不公正な行為を規制するためのディーラー法が、自動車、ガソリン等の分野で州法又は連邦法として制定されている。ただし、近時の執行状況は確認できない。
- 欧米の食料品雑貨分野で広範に普及しているスロットティング・アローワンス（新製品の陳列棚等確保のため納入業者が小売業者に支払う手数料）について、連邦取引委員会（FTC）ははっきりとした競争阻害性が認めがたいとして政策的な措置を採っていない。

+ アメリカ：ロビンソン・パットマン法

■ ロビンソン・パットマン法（RP法）

1930年代、スーパーマーケット等の大規模小売業者が強大な購買力を背景にメーカーから商品を安く仕入れて販売したことから、中小小売業者の経営が圧迫されることとなり、中小小売業者とメーカーが立法運動をした結果、大規模小売業者の購買力濫用行為を規制するために、1936年にRP法が制定された。

RP法は主に売手の価格差別行為を禁止（2条、3条）する法律構成をとっているため、買手側の購買力濫用行為を規制するためには不備があるといわれている。また、売手が顧客獲得のために値引きを行う場合、その値引きが全顧客に対し一律に適用されない限り常にRP法違反が成立するおそれがあり、価格競争が阻害され、価格の硬直化を招くおそれがある。

+ アメリカ：①ロビンソン・パットマン法

1960年代まで、積極的に法運用がなされており、スーパーマーケット等の小売業者と納入業者との取引に関する判例が存在する。しかし、1970年代中頃から、RP法はメーカーの価格競争や販売促進活動を過度に拘束し、自由な競争を妨げているとの批判が強まり、1970年代後半以降、FTC（FTC）及び司法省反トラスト局（DOJ）は法執行を控えるようになった。近年の動きとしては、反トラスト現代化委員会は、2007年、RP法は反トラスト法の原理と対照をなす法律である等として、RP法の廃止の勧告等を内容とする最終報告書を取りまとめた。

+ アメリカ：②ディーラー法

■ ディーラー法による規制

自動車、ガソリン、ビール、農業機械等の特定分野においては、供給者と販売者の間では供給者側が優位な関係にあり、供給者による販売者に対する不公正な行為があるとされ、販売業者の団体の立法活動を契機に、ディーラー法が販売店契約を対象として制定された。

ディーラー法には、特定の製品の販売店契約を対象とする特定産業ディーラー法と、一定の適用要件を満たす販売店契約を対象とする一般的ディーラー法がある。

このうち、特定産業ディーラー法は、自動車、ガソリン、ビール、農業機械等の販売店契約を対象として、それぞれ州レベルで制定されているほか、自動車及びガソリンについては、連邦レベルでも制定されている。

規制内容は法ごとに異なるが、主に供給者による正当な理由のない解約・更新拒絶、宣伝キャンペーンの参加・費用負担の要求、再販売価格の強要、押込販売等を禁止している。

+ アメリカ：②ディーラー法

- 1970年代から1990年代前半までにおいては、特定産業ディーラー法による代表的な違反行為となる押込販売、再販売価格の強要、競争品取扱いの妨害等に関する判例を確認している。

+ アメリカ：③スロットティング・アローワンスの調査

■ スロットティング・アローワンスの問題

スロットティング・アローワンスとは、納入業者が新製品の陳列棚やバックルームの在庫スペースを確保するために、小売業者に支払う対価をいい、1990年代頃から欧米の食料品雑貨分野において、かなり広範に普及した取引慣行である。

スロットティング・アローワンスは、流通の経済的効率性を促進する一方で、小売業者による差別的取扱いや排他的取引の温床となり、公正競争を阻害する側面も有するとされている。

FTCは、1990年代以降この問題に対する調査を行ってきたが、はっきりした競争阻害性は認めがたいという立場を採っており、2003年に報告書を発出して以降、政策的な措置を採っていない。

+ 問題の普遍性及び規制手法の多様性 (第2章)

- 第1章において、優越的地位の濫用の問題は、各国・地域において共通の問題として意識され、何らかの対応が採られていることが分かった。
- 各国・地域における対応には、次のものがみられ、規制手法には多様性がみられる。
 - ①競争法の一般的枠組み（市場支配力規制）によるもの
 - ②優越的地位の濫用規制のような特別な法規制によるもの
 - ③法規制以外の枠組みによるもの
- また、エンフォースメントに違いがみられる。

+ 普遍性と多様性：①市場支配力規制

■ 市場支配力規制

オーストラリアでは、市場力の濫用（競争・消費者法）により大規模小売業者を規制した事例がある（セーフウェイ事件（2006））。

ただし、「市場力」は実質的に市場力を支配していない場合等でも認められるため、他の国の規制より低い水準の市場力であっても濫用規制の対象となる可能性がある。

一方、他の国・地域では、食料品小売業において市場支配力による規制事例は確認できなかった。これは、小売業者が買手市場支配力まで有する事例は少ないためと推測される。

+ 普遍性と多様性：②特別な法規制

■ 特別な法規制

- ・ E U : 支払遅延防止指令（各国において同指令による規制内容の取り込み）
- ・ イギリス : GSCOP、GCA法等
- ・ フランス : 商法典（経済的従属状態の濫用規制、事業者間契約における濫用条項規制）
- ・ ドイツ : 競争制限防止法（相対的市場力の濫用規制）
- ・ 韓国 : 公正取引法（一般指定：取引上の地位の濫用）、下請法、大規模流通業法等
- ・ 中国 : 中国反不正当竞争法、公平取引管理弁法等
- ・ オーストラリア : 競争・消費者法（市場力の濫用、非良心的行為、産業規約）
- ・ アメリカ : RP法、連邦・州ディーラー法
- ・ 日本 : 独占禁止法（一般指定：優越的地位の濫用）、下請法等

+ 普遍性と多様性：③法規制以外の枠組み

■ 法規制以外の枠組み

- ・ 自主規制：EUにおいて、「良い取引慣行の原則」を自主的に執行する動きがあり、SCIが発足。
- ・ 調査；EU（主に食料品分野における不公正な取引慣行に係る各種調査）、アメリカ（スロッシング・アローワンスに係る調査）、中国（整理整頓等）、そのほか調査が特別の法規制に至った例も多い、

+ 普遍性と多様性：④規制手法の多様性と特徴

■ 規制手法の多様性と特徴

① 優越的地位の濫用、下請法（韓国、中国、日本）

韓国と日本の優越的地位の濫用規制（一般指定）、下請法は類似している。また、中国の公平取引管理弁法も類似の規制がみられる。

② 行為規範、自主規制（イギリス、EU）

イギリスのGSCOPによる規制や、EUにおける「良い取引慣行」の自主規制に向けたSCIの発足がある。

③ 市場支配力規制の補完（イギリス、ドイツ）

イギリス及びドイツにおいて、小売業者の購買力を市場支配力規制の観点から説明しようとする試みがみられる。

+ 普遍性と多様性：④規制手法の多様性と特徴

④ 経済的従属状態、相対的市場力の濫用（フランス、ドイツ）

フランス及びドイツは、経済的従属状態又は相対的市場力の濫用規制が明文化されている。

⑤ 非良心的行為（オーストラリア）

オーストラリアでは、エクイティを起源とする非良心的行為規制がある。

+ 普遍性と多様性：⑤エンフォースメント

■ エンフォースメント

① 刑罰（フランス、韓国）

日本法では刑事罰は規定されていないが、韓国では一般指定、下請法ともに刑罰が規定されており、日本に比べてエンフォースメントに係る規定はより強力なものとなっている。

② 課徴金、制裁金（イギリス、フランス、韓国、中国、オーストラリア、日本）

課徴金や制裁金を課す国は多い。日本の優越的濫用規制では非裁量型の課徴金を課すが、他の国では裁量型制裁金を課している。

③ 行政命令、行政処分（イギリス、フランス、ドイツ、韓国、中国、オーストラリア、日本）

ほとんどの国で行政命令又は行政処分が課されている。

+ 普遍性と多様性：⑤エンフォースメント

④ 行政指導、公表等のソフトロー（イギリス、フランス、韓国、中国、オーストラリア、日本）

日本の下請法では、排除命令等の行政処分によることなく、勧告及びその公表を行う。このようなソフトローを採用している国は多い。

⑤ 仲裁（イギリス、韓国）

イギリスでは仲裁者による仲裁制度、韓国では下請紛争調停協議会が設置されている。

⑥ 損害賠償、補償等（EU、フランス、中国、韓国、オーストラリア、日本）

通常的不法行為による損害賠償とは別に、競争当局が被害者に損害賠償や補償をさせる国は多い。日本においては、下請法において親事業者が減じた額を支払うよう勧告できる規定等がある。韓国には懲罰的損害賠償制度もできた。



日本における政策的対応への示唆 (第3章)

- 第1章における各国・地域における問題状況及び政策的対応、第2章における問題の普遍性及び規制手法の多様性等を踏まえ、我が国の優越的地位の濫用規制に関する政策的対応への示唆を検討する。



日本法への示唆：理論構成と執行状況

■ 優越的地位の濫用規制に係る理論構成及び執行状況

各国の競争法においても、優越的地位の濫用規制を規定しているところは少なくないが、そのような規定を有する国においても、日本及び韓国を除き、執行実績は多くはない状況にある。その背景・理由として、市場支配的地位を有しない事業者による行為が競争に影響を与えることは考えにくく、優越的地位の濫用行為は個別の紛争に過ぎないことから、民事法上の解決に委ねるべきであり、競争当局による法執行は私的自治の原則に対する過度の介入となるのではないかとの懸念が存在する。

一方、日本においては、優越的地位の濫用は、取引主体が取引の諾否及び取引条件について自由かつ自主的に判断することにより取引が行われているという自由競争基盤の侵害として、公正な競争秩序に対して悪影響を及ぼすおそれがあること、また、市場における自由な競争を直接侵害するおそれがあるものではないが、取引の相手方の競争機能の発揮の妨げとなる行為であり、第一に、不利益を押し付けられる相手方は、その競争者との関係において競争条件が不利となり、第二に、行為者の側においても、価格・品質による競争とは異なる要因によって有利な取扱いを獲得し、競争上優位に立つこととなるおそれがあると理論構成されている。また、日本における執行実績としては、様々な業界における多様な行為（商品等の購入強制、経済上の利益の提供要請、従業員等の派遣要請等）に対して排除措置を命じており、2010年以降は課徴金の納付も命じている。また、警告や注意を活用した効率的かつ効果的な処理を行うなど、幅広い執行経験を有している状況にある。

近年、欧州委員会による食料品分野の調査・研究、イギリスにおける行為規約の活用・仲裁者制度の導入など効果的な規制手法のあり方にかかる取組みが進められている。

+ 日本法への示唆：法規制

■ 法規制における示唆

① 独占禁止法

フランスにおける経済的従属状態の濫用規制では、事業者だけではなく事業者グループを違反行為の主体としており、この点は、事業者のみを違反行為の主体とする日本の法制度にとって示唆に富むものと考えられる。

② 下請法

韓国下請法では、近年、違反行為に対する是正措置の強化や取引当事者の協力的な下請構造の構築を目的とした強化改正が行われており、日本においても、下請法の強化改正を行うべきとの見解がある。

しかしながら、日本の下請法は、迅速かつ効果的に下請事業者の利益を確保するため、独占禁止法よりも簡易な手続を定め、行政指導により対処するという法制度であり、下請事業者への義務の新設や厳罰化を行うことに対しては慎重を期すべきと考えられる。今後も、韓国下請法における法改正後の執行実績や政策効果を注視していく。

+ 日本法への示唆：特別法令

■ 特別法令における示唆

韓国の大規模流通業法、中国の公平取引管理弁法、アメリカのディーラー法のように、特定の業種を対象とした特別の法律等による規制が設けられているところ、日本においても、特定の業種を対象とした特別法を新たに制定すべきとの見解がある。

しかしながら、日本においては、既に大規模小売業や物流業を対象とした特殊指定が制定されており、また優越的地位の濫用行為に対する課徴金の賦課が導入されたことから、新たな法律等を定める必要性が必ずしも高いとはいえないこと、また諸外国における特別法令による執行実績がほとんど見受けられない状況にある。今後も、諸外国における特別法令に係る執行実績や政策効果を注視していく。



日本法への示唆：法規制によらない政策的対応

■（法規制によらない）政策的対応における示唆

イギリスでは、「行動規約」の策定・活用が推進されており、日本においても、事業者団体による自主規約による対応を推進することにより、各業界の実情に応じた規制を行うべきとの見解も考えられる。

しかしながら、イギリスにおけるSCOPの実効性が上がらなかったことを踏まえれば、日本において優越的地位の濫用規制に自主規約を採用することには慎重を期すべきである。イギリスでは、新たに2010年にGSCOPを施行するとともに、2013年にはこの執行及び遵守を促すためのGCA法が成立するなどの動きがみられることから、これらの政策効果を注視していく。

+ 日本法への示唆：まとめ

諸外国においては、小売業界における集中の進展等を背景として、優越的地位の濫用規制の強化の必要性が認識され、競争法に限らず、様々な方策による対応が模索されている。ただし、実効性を有する規制や取組に至っていない国・地域が少なくない。このような中で、規制の枠組みが確立し、豊富な執行経験を有している我が国の制度・運用に関心を持つ国・当局もある。このような国・当局に対し、日本の優越的地位の濫用規制に係る理論構成や豊富な執行経験を紹介することは、諸外国における問題解決にとって大きな意義があり、積極的に対応していくことが競争政策面からの国際的貢献として有益である。その際には、本研究で得られた優越的地位の濫用規制に対する取組みの枠組みや考え方に異同があることを踏まえて対応することが重要である。



（私見）日本法のあり方：内閣府 懇談会報告書（2014年12月）

- 内閣府『独占禁止法審査手続についての懇談会』報告書の最後において次のように述べられている。

- 「5. 今後の検討に向けて」

「ア 今後、本懇談会において現状の仕組みの下で実施すべきとしているもの以外の防御権の強化を検討するのであれば、裁量型課徴金制度を含む事業者が公正取引委員会の調査に協力するインセンティブ及び調査への非協力・妨害へのディスインセンティブを確保する仕組みの導入について併せて検討を進めていくことが適当である。

イ EUの和解手続・確約手続のような仕組みの導入についても検討を進めていくことが適当である。」



(私見) 日本法のあり方：内閣府 懇談会報告書での個別意見

- 内閣府『独占禁止法審査手続についての懇談会』報告書の「個別意見」において次のように述べた。
- 「現行の制度に欠けるのは、調査に協力するインセンティブ（非協力のディスインセンティブ）に係る仕組みであり、これらの仕組みの導入はわが国独占禁止法の喫緊の課題である。裁量型課徴金制度や和解・確約制度を導入することによって事業者と公正取引委員会との協力関係のもとに事件が処理される環境が作り出されることは、手続保障の観点からも望ましく、強く賛同する。」
- 「裁量型課徴金制度の導入については、わが国の課徴金の水準が欧米より低く、算定期間も短いことなどから、現行の課徴金額を上限とすることでは不十分であり、EUのように十分に高い上限のもとで導入すべきである。そのような制度が導入され、調査協力への十分なインセンティブが確保されることになれば、今回導入が見送られることとなった防御権について再検討することができる。」
- 「なお、和解・確約制度は、裁量型課徴金制度よりも導入が容易であり、事業者にとって大きなメリットがあることから、直ちに導入を検討すべきである。」



(私見) 日本法のあり方

- 下請法においては一種の確約（コミットメント）制度が広く行われている。返金の勧告をし（7条）、応じればそれで終わり。応じずかつ優越的地位の濫用の要件をみたせば優越的地位の濫用規制に移行する（8条）（いわゆる下請法リニエンシー）。
- 2014年12月の景品表示法の改正は、不当表示について、違反行為者が被害者に返金すればその分の課徴金を減額するという独禁法にない制度（10条）を設けた。
- 優越的地位の濫用においても、課徴金制度において、あるいは課徴金制度に代えて、下請法のような利益の被害者への返還する制度を導入することが適切ではないか。
- 優越的地位の濫用規制においても、返金制度の導入および和解・確約制度の導入を検討してよいのではないか。